

○国立大学法人埼玉大学教職員退職手当規則

〔平成16年4月1日〕
規則第119号

改正	平成17. 3. 28	16規則225	平成18. 4. 1	18規則7
	平成20. 3. 1	19規則97	平成20. 4. 1	20規則5
	平成22. 3. 29	22規則7	平成25. 1. 24	24規則61
	平成25. 12. 26	25規則26	平成26. 3. 27	25規則55
	平成27. 3. 26	26規則134	平成27. 9. 24	27規則17
	平成28. 3. 29	27規則64	平成30. 3. 15	29規則34
	令和7. 4. 24	7規則9		

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第51条第1項の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の教職員の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 退職手当は、教職員が退職した場合（解雇された場合を含む。以下同じ。）に、当該教職員（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、次の各号の一に該当する場合には、退職手当は支給しない。

(1) 勤続6月未満で退職した場合（傷病（国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第81条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。）又は死亡による退職、第4条第1項又は第5条第1項の規定に該当する退職を除く。）

(2) 就業規則第22条の規定により再雇用された教職員が退職する場合

2 教職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この規則において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者（届出をしないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 この規則の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順

位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規則の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規則の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない

(1) 教職員を故意に死亡させた者

(2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によってこの規則の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第2条の3 退職手当は、法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接支払わなければならない。ただし、支給を受けるべき者の申し出に基づき、その者の名義の預金口座への振込により支払うことができる。

2 退職手当は、教職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第8条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の本給月額（本給の調整額及び教職調整額を含む。以下「退職日本給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110

(3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160

(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病若しくは死亡によらず、又は国立大学法人埼玉

大学教職員早期退職規則（以下「早期退職規則」という。）第6条に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第14条第1項各号に掲げる者、就業規則第23条第1号及び第24条第1項第1号から第3号のいずれかの規定による解雇により退職した者を含む。以下「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 就業規則第21条の規定により退職した者又は同規則第19条第4号の規定により退職した者
- (2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者
- (3) 早期退職規則第6条に規定する認定（同規則第2条第1号に係るものに限る。）を受けて同規則第8条第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、就業規則第21条の規定により退職した者又は同規則第19条第4号の規定により退職した者

- (2) 就業規則第24条第2項の規定により解雇された者
- (3) 早期退職規則第6条に規定する認定（同規則第2条第2号に係るものに限る。）を受けて同規則第8条第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 業務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者
- (6) 25年以上勤続し、早期退職規則第6条に規定する認定（同規則第2条第1号に係るものに限る。）を受けて同規則第8条第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

（本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、本給月額の減額改定（国立大学法人埼玉大学教職員給与規則（以下「給与規則」という。）の改正により当該改正前に受けていた本給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前本給月額」という。）が、退職日本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額である

ものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規則の規定により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（第13条に規定する退職手当に相当する給付の支給を受けたことがある場合の、当該給付の計算の基礎となった期間及び第9条第5項の規定により教職員として引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第14条第1項若しくは第16条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における退職の日以前の期間を除く。）をいう。

(1) 教職員としての引き続いた在職期間

(2) 第10条第2項の規定により教職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた他の国立大学法人等の教職員としての引き続いた在職期間

(3) 第11条第1項に規定する再び教職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間

(4) 第11条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間

(5) 第12条第2項に規定する場合における役員としての引き続いた在職期間
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から別に定める一定の期間前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢がその者に係る定年から15年を減じた年齢以上である者に対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日本給月額に応じて100分の3（退職の日

		において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合は100分の2) を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前本給月額	並びに特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合は100分の2) を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日本給月額に、	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合は100分の2) を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前

		本給月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--	--	---

(退職手当支給率の調整)

第7条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から前条までの規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

2 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として第1項の規定の例により計算して得られる額とする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第8条 第3条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日本給月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第8条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 47.709以上 特定減額前本給月額に47.709を乗じて得た額

(2) 47.709未満 特定減額前本給月額に第5条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日本給月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第8条の3 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条	第3条から前条まで	第6条の規定により読み替えて適用する第5条

	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合は100分の2）を乗じて得た額の合計額
	これらの	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の
第8条の2	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第8条の2第1号	特定減額前本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合は100分の2）を乗じて得た額の合計額

第 8 条の 2 第 2 号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である場合は100分の 2）を乗じて得た額の合計額
	第 5 条の 2 第 1 項第 2 号ロ	第 6 条の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項第 2 号ロ
	及び退職日本給月額	並びに退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき当該年数及び特定減額前本給月額に応じて100分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である場合は100分の 2）を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 6 条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

（退職手当の調整額）

第 8 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた別表第 1 に掲げる教職員の区分（区分にない号給の者は該当しない。以下「教職員の区分」という。）に応じて当該別表第 1 に定める調整月額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、

その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。この場合において、各教職員の区分は、職種の職制上の段階、職務の級、その他教職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して定めるものとする。

2 退職した者の基礎在職期間の各月に就業規則第14条第1項の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職及び第3号の規定による休職を除く。）、同規則第41条第1項の規定による大学院修学休業、同規則第44条第1項第3号の規定による停職、国立大学法人埼玉大学教職員育児・介護休業等規則（以下「育児・介護休業等規則」という。）の規定による育児休業及び介護休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）があるときは、次の各号に定める休職月等を前項に規定するその者の基礎在職期間から除く。

(1) 育児・介護休業等規則の規定による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあった休職月等 退職した者が属していた別表第1に掲げる教職員の区分が同一である休職月等がある休職月等にあつては教職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた教職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(2) 前号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた教職員の区分が同一である休職月等がある休職月等にあつては教職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた教職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

3 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における本条の規定の適用については、その者は、当該特定基礎在職期間に連続する教職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教職員として在職していたものとみなす。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が1年以上4

年以下の者 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外の者でその勤続期間が0の者 0

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下の者 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下の者 0

5 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに別表第一に掲げるその者の当該各月における区分に対応する教職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において当該表の2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応する教職員の区分に属していたものとする。

6 前項（第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の教職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該教職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる教職員の区分のみに属していたものとする。

7 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（退職手当の額に係る特例）

第8条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2、第7条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給与規則に規定する本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

（勤続期間の計算）

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 教職員が退職した場合（第14条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったときは、

前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

- 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児・介護休業等規則に規定する育児休業のうち、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限り3分の1）に相当する月数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、就業規則第14条第1項第5号の規定による休職期間の除算の取扱いについては、その都度定める。
- 5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（他の国立大学法人等の教職員との在職期間の通算）

第10条 教職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人大学入試センター（以下「他の国立大学法人等」という。）の教職員となり、その者の本学における教職員としての在職期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、その者の当該他の国立大学法人等における教職員としての在職期間に通算されることと定められているときは、この規則による退職手当は支給しない。

- 2 第9条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の教職員が引き続いて本学の教職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等の教職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

（国家公務員等として在職した後引き続いて教職員となった者の特例）

第11条 教職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国、特定独立行政法人、地方公共団体（退職手当に関する条例において、教職員が学長の要請に応じ引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等の職員（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職した後、引

き続いて再び本学の教職員となった者の在職期間の計算については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が、任命権者の要請に応じ、引き続いて本学の教職員となるために退職し、かつ、引き続いて本学の教職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 教職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する教職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規則による退職手当は、支給しない。

(役員との在職期間の通算)

第12条 教職員が退職し、かつ、引き続いて本学の役員（非常勤である者を除く。以下同じ。）となった場合においては、この規則による退職手当は、支給しない。

2 役員が引き続いて教職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、その者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第9条の規定を準用する。

4 役員として在職した期間を有する教職員の退職手当の額は、第3条から第8条の5の規定にかかわらず、当該教職員に係る役員の在職期間について、当該役員の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

第13条 前3条の規定にかかわらず、他の国立大学法人等が定める退職手当に関する規程又は国家公務員退職手当法等の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けているときは、当該給付の計算の基礎となった在職期間は、その者の本学の教職員としての在職期間に含まないものとする。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、学長は当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が本学の業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が本学の業務に対する社会の信頼に及ぼす影響（以下「退職手当の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情」という。）を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 就業規則第44条第1号又は第2号の規定による懲戒解雇又は諭旨解雇その他教職員としての身分を当該教職員の非違を理由として失わせる処分（以下「懲戒解雇等処分」という。）を受けて退職をした者

(2) 就業規則第23条第2号の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者

2 学長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 学長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 教職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は学長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが本学の業務に対する社会の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 学長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる教職員として引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の教職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、

その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 4 前3項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、学長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 学長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 学長は、第3項の規定による支払差止処分を行った場合で、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、学長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をし

た者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する退職手当の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との均衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続き在職期間中の行為に関し懲戒解雇等処分（以下「再雇用教職員に対する解雇処分」という。）を受けたとき。
- (3) 学長が、当該退職をした者（再雇用教職員に対する解雇処分の対象となる教職員を除く。）について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続き在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、第14条第1項に規定する退職手当の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 学長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第14条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職した者の退職手当の返納）

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する退職手当の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手

当の額の全部又は一部の返納を請求する処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再雇用教職員に対する解雇処分を受けたとき。
- (3) 学長が、当該退職をした者（再雇用教職員に対する解雇処分の対象となる教職員を除く。）について、当該退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 学長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第14条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第18条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第14条第1項に規定する退職手当の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を請求する処分を行うことができる。

2 第14条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の支払）

第19条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、学長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、学

長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の支払を請求する処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第17条第3項又は前条第2項の規定による意見聴取に関する通知等を受けた場合において、第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の支払を請求する処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、退職手当の額の全部又は一部に相当する額の支払を請求する処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の支払を請求する処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用教職員に対する解雇処分を受けた場合において、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日か

ら6月内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用教職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の支払を請求する処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき支払を請求する金額は、第14条第1項に規定する退職手当の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得した又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人へ支払を請求する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えないものとする。

7 第14条第2項及び第17条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

(経営協議会への諮問)

第20条 学長は、第16条第1項第3号若しくは第2項、第17条第1項、第18条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、経営協議会に諮問しなければならない。

2 経営協議会は、第16条第2項、第18条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 経営協議会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者、適当と認める者にその知っている事実の陳情又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

4 経営協議会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(雑則)

第21条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合には、国家公務員退職手当法の規定に準じ別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(移行職員に対する適用)

- 2 国立大学法人法附則第4条の規定により教職員となった者の第9条に規定する教職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、本学の教職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 3 国立大学法人法の成立前の埼玉大学（以下「旧機関」という。）の教職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の教職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の教職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の教職員としての引き続いた在職期間の計算については、国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、本学の教職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 4 公庫等の教職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて旧機関の教職員となり、かつ、引き続き旧機関の教職員として在職した後引き続いて国立大学法人法附則第4条の規定により教職員となり、かつ、引き続いて公庫等の教職員となるため退職した場合において、その者の教職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職金は、支給しない。

(経過措置)

- 5 平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間における第7条第2項の規定の適用については、同条中「36年」とあるのは「36から37年」と、第8条中「59.28」とあるのは「60.99」と、第9条中「100分の104」とあるのは「100分の107」と、それぞれ読み替えて適用する。

附 則（平成17.3.28 規則225）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 規則7）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(給与規程の改正による減額)
- 2 退職した者の基礎在職期間中に、給与規程の改正によりその者の当該改正前に受けていた本給月額が減額されたことがある場合（平成18年3月31日以前の場合を除く。）において、その者の減額後の本給月額が減額前の本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする給与規程の適用を受けたこと

があるときは、この規程における本給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第8条の5第2項に規定する基本給月額に含まれる本給の月額については、この限りでない。

(経過措置)

3 教職員が新制度適用教職員（教職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することにより改正後の退職手当規程（以下「新規程」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における本給月額を基礎として、改正前の退職手当規程（以下「旧規程」という。）第3条から第8条までの規定により計算した退職手当の額が、新規程第2条の2から第8条の5までの規定により計算した退職手当の額（以下「新規程退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

4 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

(1) 施行日の前日及び施行日において教職員として在職していた者 施行日

(2) 教職員として在職した後、施行日以後に引き続いて新規程第10条第1項に規定する他の国立大学法人等の教職員又は新規程第11条第1項に規定する国家公務員等若しくは本学役員となった者で、他の国立大学法人等の教職員又は国家公務員等若しくは本学役員として在職した後引き続いて教職員となったもの（その者の基礎在職期間のうち当該他の国立大学法人等の教職員又は国家公務員等若しくは本学役員となった日前の期間に、新制度適用教職員としての在職期間が含まれない者に限る。） 当該他の国立大学法人等の教職員又は国家公務員等若しくは本学役員となった日

(3) 施行日の前日に他の国立大学法人等の教職員又は国家公務員等若しくは本学役員として在職していた者のうち教職員から引き続いて他の国立大学法人等の教職員又は国家公務員等若しくは本学役員となった者で、他の国立大学法人等の教職員又は国家公務員等若しくは本学役員として在職した後引き続いて教職員となったもの 施行日

5 前項第3号に掲げる者が新制度適用教職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての第3項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「教職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「本給月額」とあるのは「本給月額に相当する額」とする。

- 6 教職員が新制度切替日（第4項に規定する新制度切替日をいう。以下同じ。）以後平成21年3月31日までの間に新制度適用教職員として退職した場合において、その者についての新規程退職手当額がその者が新制度切替日の前日に受けていた本給月額を退職の日の本給月額とみなして旧規程第3条から第8条までの規定により計算した退職手当の額（以下「旧規程退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
- (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
- イ 新規程第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
- ロ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額
- (2) 新制度切替日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）
- イ 新規程第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
- ロ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額
- (3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）
- イ 新規程第8条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
- ロ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額
- 7 本附則（平成18.4.1規則7）第4項第3号に掲げる者が新制度適用教職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた本給月額」とあるのは「受けていた本給月額に相当する額」とする。
- 8 基礎在職期間の初日が新制度切替日前である者に対する新規程第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（本附則（平成18.4.1規則7）第4項に規定する新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。
- 9 新制度適用教職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち新制度切替日以後の期間に、新制度適用教職員以外の教職員としての在職期間が含まれる

ものに対する新規程第5条の2の規定の適用については、その者が当該新制度適用教職員以外の教職員として受けた本給月額、同条第1項に規定する本給月額には該当しないものとみなす。

- 10 新規程第8条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、同条中「基礎在職期間」とあるのは「平成8年4月1日以後の基礎在職期間」と読み替えるものとする。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20. 4. 1 20規則5）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22. 3.29 22規則7）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定及び第2項及び第3項については、平成21年4月1日から施行する。

（在職期間の通算）

- 2 第5条の2第2項に規定する基礎在職期間及び第9条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、独立行政法人メディア教育開発センターに在職していた教職員で、同センターの廃止により放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園に身分を承継された教職員が引き続いて本学の教職員となったときにおけるその者の同センター（他の国立大学法人等を含む。）及び国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 3 第13条の規定は、前項において準用する。

附 則（平成25. 1.24 24規則61）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年2月1日から施行する。

（退職手当支給率の調整に関する経過措置）

- 2 平成25年2月1日から平成26年6月30日までの間における第7条第1項の規定の適用については、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 平成25年2月1日～平成25年9月30日まで 「100分の87」とあるのは「100分の98」とする。

(2) 平成25年10月1日～平成26年6月30日まで 「100分の87」とあるのは「100分の92」とする。

（退職手当の基本額の最高限度額に関する経過措置）

- 3 平成25年2月1日から平成26年6月30日までの間における第8条及び第8条の2の規定の適用については、次の各号に掲げる期間の区分に応じて適用する。
- (1) 平成25年2月1日～平成25年9月30日まで 「49.59」とあるのは「55.86」とする。
- (2) 平成25年10月1日～平成26年6月30日まで 「49.59」とあるのは「52.44」とする。
- 4 平成18年4月1日施行附則(規則7)第3項を「教職員が新制度適用教職員(教職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することにより改正後の退職手当規程(以下「新規程」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における本給月額を基礎として、改正前の退職手当規程(以下「旧規程」という。)第3条から第8条までの規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は業務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧規程第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧規程第7条第1項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で業務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が新規程の規定により計算した退職手当の額(以下「新規程退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。」とする。
- 5 平成25年2月1日から平成26年6月30日までの間における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 平成25年2月1日～平成25年9月30日まで 「100分の87」とあるのは「100分の98」と、「104分の87」とあるのは「104分の98」とする。
- (2) 平成25年10月1日～平成26年6月30日まで 「100分の87」とあるのは「100分の92」と、「104分の87」とあるのは「104分の92」とする。

附 則 (平成25.12.26 25規則26)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
(勸奨の経過措置)
- 2 この規則の施行日前に勸奨に応じた者であって、勸奨による退職日がこの規則

の施行日以降である場合は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成26. 3.27 25規則55）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3.26 26規則134）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 9.24 27規則17）

この規則は、平成27年9月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28. 3.29 27規則64）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30. 3.15 29規則34）

この規則は、平成30年3月15日から施行する。

附 則（令和7. 4.24 7規則9）

この規則は、令和7年4月24日から施行する。

